



令和6年6月

神戸税関監視部

搬入関係書類（船卸票等）の提出の不要について

各 位

神戸税関では、これまでNACCSで搬入確認登録を行った貨物に関しても搬入関係書類（船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し等）の税関への提出を求めていましたが、7月1日より、事故等の確認のため税関が求めたものを除き税関への提出を要しない取り扱いに変更します。

NACCSで搬入確認登録を行わない場合の取り扱いに関しては、これまでと同様に変更はございません。

また、船側発送分の船卸票の取り扱いに関しても、これまでと同様に変更はございません。

本件内容に関してご不明点がございましたら、管轄官署（保税担当部門）までお問い合わせください。

以上